5　法第四十三条第一項の規定による参加の申立てがあった場合には、裁判所が直ちに当該申立てを却下する裁判をしたときを除き、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人（同項の申立てをした者を除く。）並びに同項の規定による参加の裁判を受ける者となるべき者に対し、同条第二項の書面の写しを送付しなければならない。

6　前項の書面の写しを送付した後に法第四十三条第一項の規定による参加についての裁判があった場合には、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第四条を次のように改める。

（脱退）

第四条　非訟事件手続法第二十条第一項又は法第四十三条第一項の規定により法第四十一条の事件の手続に参加した者がある場合においては、参加前の当事者は、その相手方の承諾を得て手続から脱退することができる。

2　手続代理人は、前項の規定による脱退については、特別の委任を受けなければならない。

第四条の二から第十六条までを削る。

第二章の章名を削る。

第十七条から第二十六条までを削る。

第二十七条の見出しを「（主任鑑定委員・法第四十七条）」に改め、同条を第五条とする。

第二十八条の見出し中「立会い」の下に「・法第四十七条」を加え、同条を第六条とする。

第二十九条の見出し中「決議」の下に「・法第四十七条」を加え、同条を第七条とする。

第三十条の見出し中「意見」の下に「・法第四十七条」を加え、同条第三項中「きいた」を「聴いた」に、「に告知し」を「及び利害関係参加人に通知し」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第八条とする。

第三十一条の見出し中「記録」の下に「・法第四十七条」を加え、同条を第九条とし、同条の次に次の十三条を加える。

（申立ての方式）

第十条　法第四十一条の事件の申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　借地契約の内容

二　申立て前にした当事者間の協議の概要

2　法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、建物を競売又は公売によって買い受けた事実及び建物の代金を支払った日を証する書面を申立書に添付しなければならない。

3　借地契約書その他の証拠書類があるときは、その写しを申立書に添付しなければならない。

（申立書の送達・法第五十条）

第十一条　前条第一項の申立書の送達は、申立人から提出された副本によってする。

（建物等の譲受けの申立期間等）

第十二条　裁判所は、法第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の申立てを適法と認めたときは、法第十九条第三項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申立てをする期間を定めなければならない。ただし、借地権設定者が法第十九条第三項の申立てをしない旨を明らかにしたときは、この限りでない。

2　前項の期間を定める決定は、相手方に送達しなければならない。ただし、相手方が事件につき出頭した場合には、口頭で告知すれば足りる。

3　第一項の期間の末日は、相手方が前項の規定による告知を受けた日から少なくとも十四日以後としなければならない。

4　借地権設定者が法第十九条第七項において準用する同条第三項又は法第二十条第五項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を証する書面を申立書に添付しなければならない。

（申立ての変更に係る書面等の送付）

第十三条　法第四十一条の事件について、申立人が書面で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その書面を相手方及び利害関係参加人に送付しなければならない。

2　前項の事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を相手方及び利害関係参加人（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならない。

（審問期日・法第五十一条）

第十四条　裁判所は、第十条第一項の申立書を相手方に送達した後、特別の事情がない限り速やかに、審問期日を開くものとする。

（期日の通知）

第十五条　審問及び証拠調べの期日は、当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（審理の準備及び計画）

第十六条　裁判所は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をし、審理の計画を立てなければならない。

2　当事者は、審理が前項の計画に従い迅速に進行するように協力しなければならない。

（当事者の陳述）

第十七条　裁判所は、当事者に対し、書面又は口頭で陳述を求めることができる。

2　裁判所は、鑑定委員会に意見を求める前に、法第十七条第三項、第十八条第一項後段、第十九条第一項後段（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項後段（同条第五項において準用する場合を含む。）の裁判に関する当事者の陳述を聴かなければならない。

（提出書類の直送）

第十八条　当事者及び利害関係参加人が陳述書、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送をしなければならない。

（調査の嘱託等）

第十九条　裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託することができる。

2　裁判所は、相当と認めるときは、事実の調査を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（申立ての取下げの合意の方式）

第二十条　法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に定める当事者の合意は、書面によってしなければならない。

（申立ての取下げがあった場合の取扱い等）

第二十一条　法第四十一条の事件の申立ての取下げがあったとき（次項に規定する場合を除く。）は、裁判所書記官は、その旨を相手方及び利害関係参加人に通知しなければならない。

2　法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により当事者の合意がなければ申立てを取り下げることができない場合において、その取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を利害関係参加人に通知しなければならない。

3　法第四十一条の事件の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。